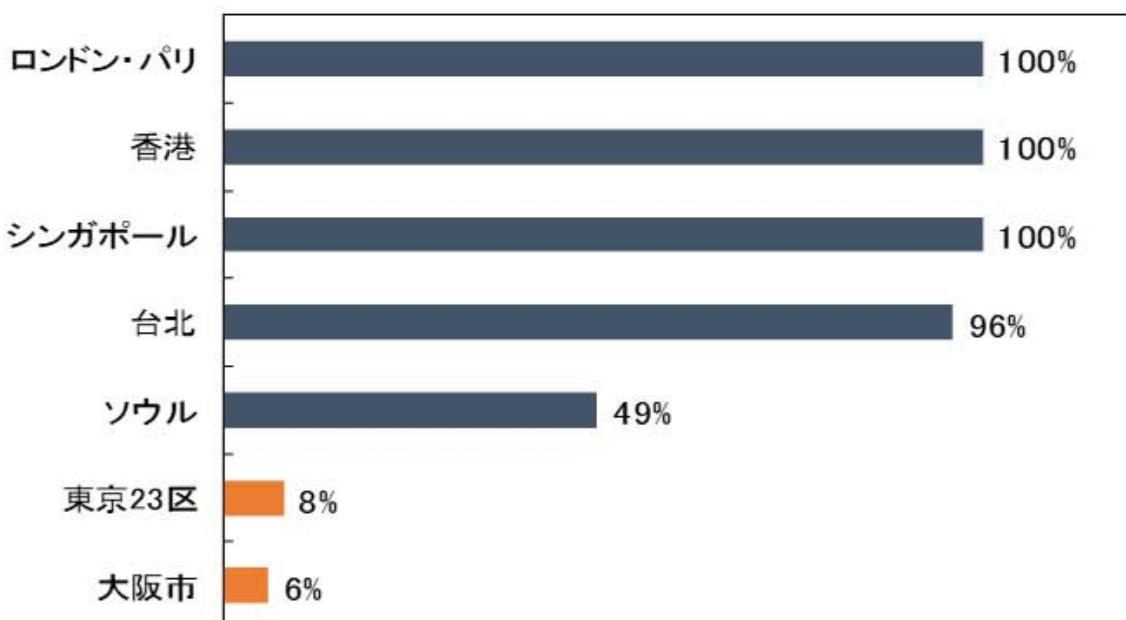


巻末資料

1. 無電柱化の整備状況

■ 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



※1 ロンドン、パリは海外電力調査会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）

※2 香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況（ケーブル延長ベース）

※3 シンガポールは『POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRED2001, Singapore, 2001』による2001年の状況（ケーブル延長ベース）

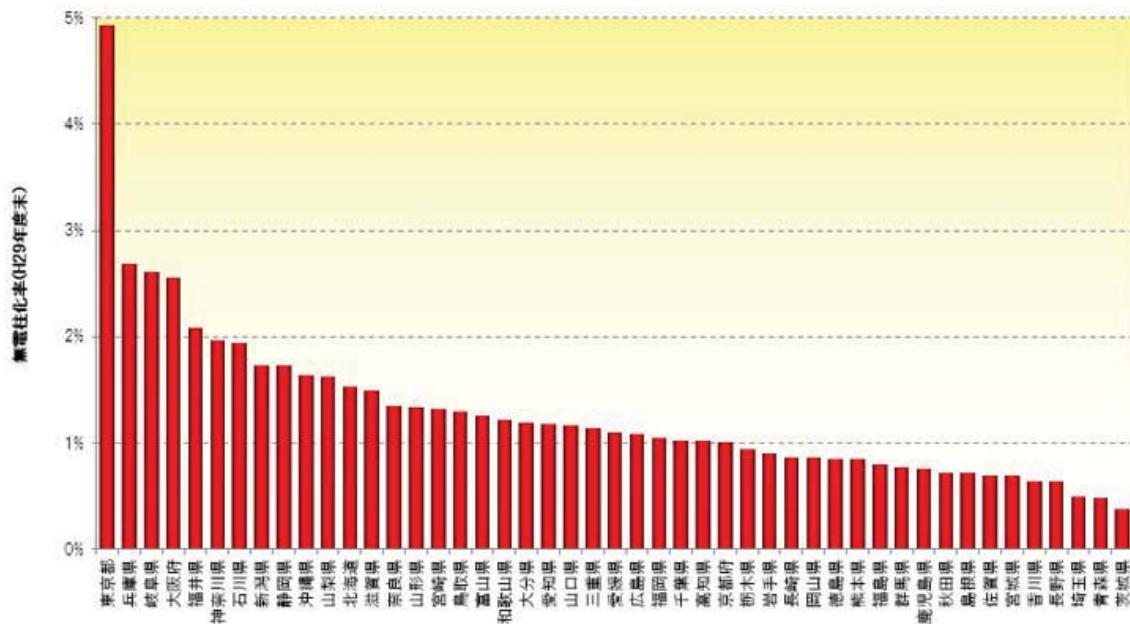
※4 台北は台北市道路管線情報センター資料による台北市区の2015年の状況（ケーブル延長ベース）

※5 ソウルは韓国電力統計2017による2017年の状況（ケーブル延長ベース）

※6 日本は国土交通省調べによる2017年度末の状況（道路延長ベース）

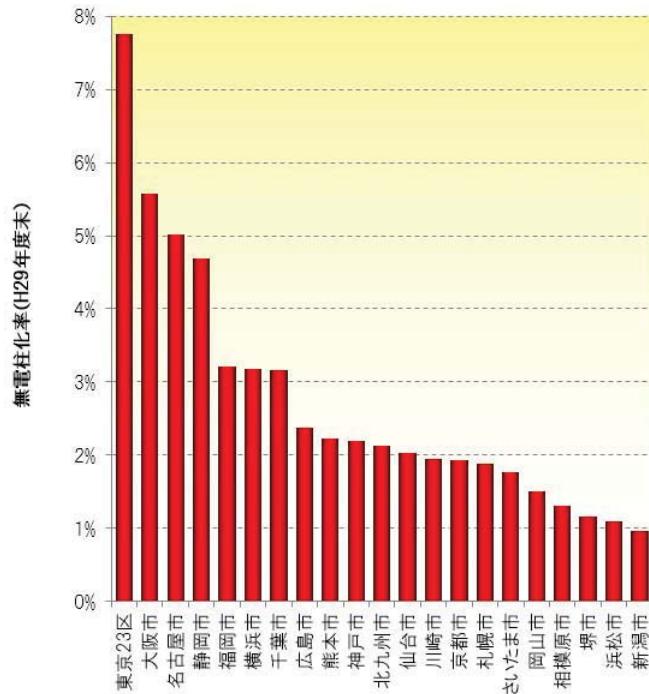
(出典：国土交通省ホームページ)

■ 都道府県の整備状況



※ 全道路(高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く)のうち、電柱、電線類のない延長の割合(H29年度末)で各道路管理者より聞き取りをしたもの

■ 特別区、政令市の整備状況



※ 全道路(高速自動車国道及び高速道路会社管理道路を除く)のうち、電柱、電線類のない延長の割合(H29年度末)で各道路管理者より聞き取りをしたもの

(出典：国土交通省ホームページ)

2. 地震等による被災状況

■ 地震等による電柱の倒壊状況

災害	年月	名称	電柱の倒壊状況	
地震	1995年1月	阪神淡路大震災 (兵庫県南部地震)	電力:約4,500基※1 通信:約3,600基※2 (供給支障に至ったもののみ) →倒壊した電柱や電線が道路の通行を阻害。 生活物資の輸送に影響を与えたほか、緊急車両の通行にも支障。 <small>※1 「地盤に強い電気設備のために」 (資源エネルギー庁編) ※2 NTT調べ</small>	
台風	2003年9月	台風14号	宮古島市全体 電柱800本 →倒壊した電柱により、通行不能箇所が多数発生。 <small>※沖縄電力調べ</small>	 <small>出典:NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク</small>
津波	2011年3月	東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)	電力:約28,000基※1 通信:約28,000基※2 (供給支障に至ったもののみ) →断線した電線が災害直後の道路の啓開作業を阻害。 <small>※1 経済産業省HP ※2 NTT調べ</small>	
竜巻	2013年9月	—	埼玉県 越谷市46本※1 千葉県 野田市5本※2 <small>※1 越谷市HP ※2 内閣府HP</small>	

■ 東日本大震災・阪神・淡路大震災時のライフラインへの被害状況

		供給支障被害状況(被害率)		比率 (地中線/ 架空線)	設備被害状況 (電柱の倒壊等)
		地中線	架空線		
阪神・淡路大震災	通信※1	0.03%	2.4%	1/80	約3,600本※4
	電力※2	4.7%	10.3%	1/2	約4,500本※5
東日本大震災	通信※3	地震動エリア : 0% 液状化エリア : 0.1% 津波エリア : 0.3%	地震動エリア : 0.0% 液状化エリア : 0.9% 津波エリア : 7.9%	1/25	約28,000本※4
	電力	(データなし)	(データなし)	—	約28,000本※6

(出典:
 ○電力[東日本大震災]:東北電力・東京電力調べ
 ○電力[阪神・淡路大震災]:地盤に強い電気設備のために(資源エネルギー庁編)
 ○通信:NTT調べ)

※1: NTT神戸支店・神戸西支店管内（概ね神戸市内）でサービスの供給に支障が生じた設備延長の割合（地中線はマンホール間距離、架空線は電柱間距離）
 ※2: 震度7の地域でサービスの供給に支障が生じた区間・設備数の割合（地中線はマンホール間、架空線は電柱）

※3: ケーブルの断線が発生した区間の割合（地中線はマンホール間、架空線は電柱間）

〔地震動エリア〕：（岩手県）宮古市・（栃木県）宇都宮市・小山市・佐野市・日光市・鹿沼市・真岡市・那須塩原市・足利市・栃木市

〔液状化エリア〕：（千葉県）千葉市・浦安市・船橋市・津田沼市・幕張市

〔津波エリア〕：（岩手県）野田村・久慈市（宮城県）塩釜市・岩沼市・石巻市・名取市

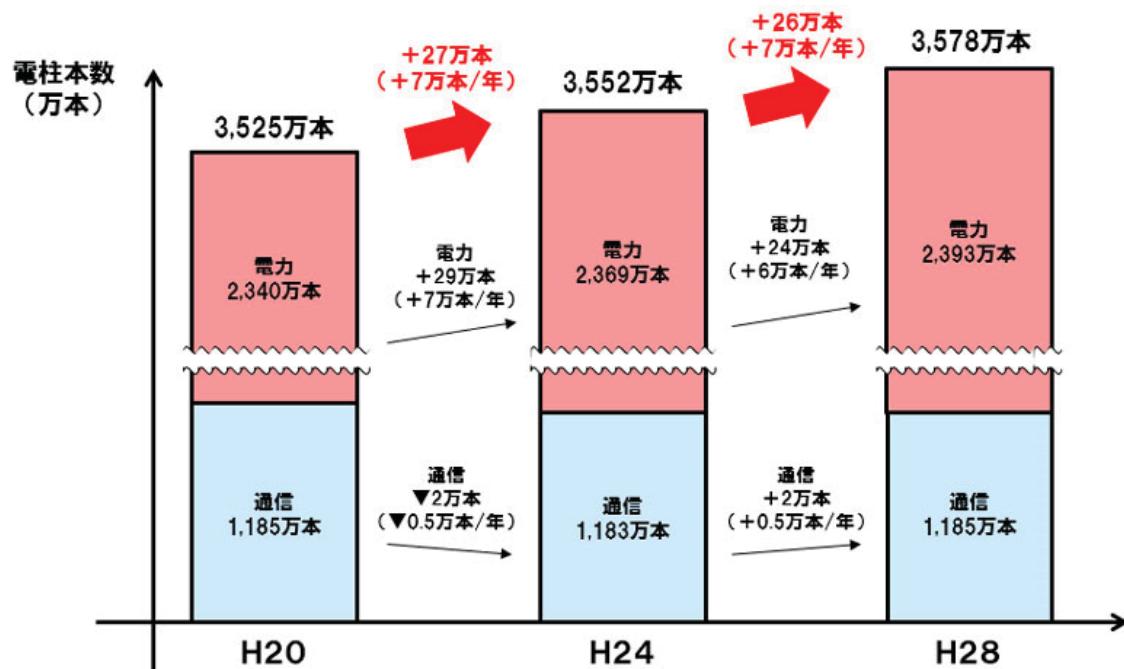
※4: 供給支障に至らなかった場合を含む

※5: 供給支障に至ったもの（上記以外に電柱の傾斜・沈下が約6,000本あり、一部は供給支障につながっているとみられるが、詳細な内訳は不明であるため含めていない）

※6: 供給支障に至ったもの（上記以外に電柱の傾斜・沈下等が約23,000本あり）

(出典: 国土交通省ホームページ)

3. 全国の電柱の本数推移



4. 無電柱化の整備手法

■ 電線共同溝方式以外の地中化による手法

○単独地中化方式

電線管理者が占用物件として管路を敷設し地中化する方式です。電線管理者による費用負担が大きいため、現在ではほとんど実施されていません。

○自治体管路方式

地方自治体が占用物件として管路を敷設し地中化する方式です。電線共同溝方式が確立されてからは、ほとんど採用されていません。

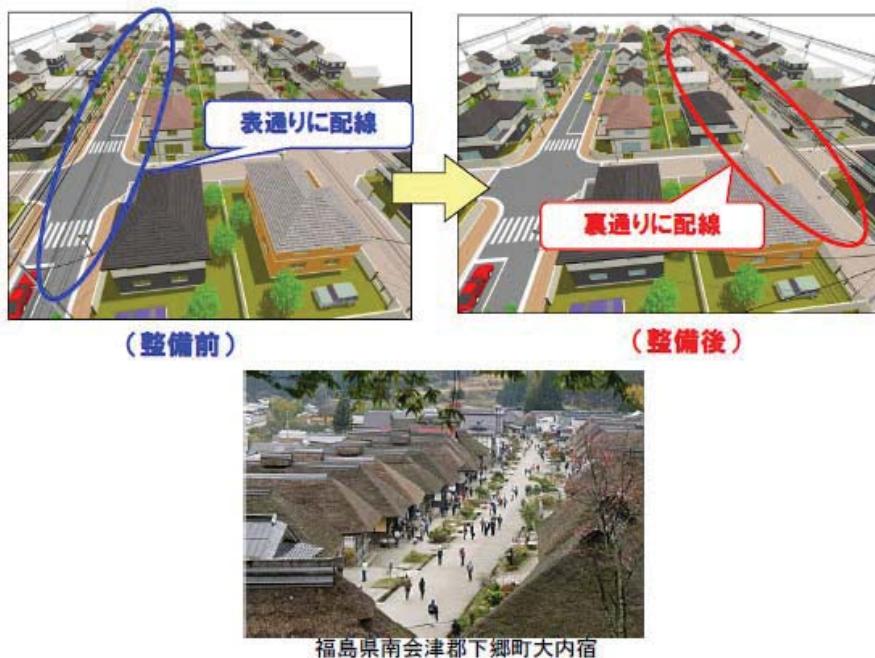
○要請者負担方式

各地方の無電柱化協議会等で優先度が低いとされた箇所等において無電柱化を実施する場合に用いる手法です。原則として費用は、全額要請者が負担します。

■地中化以外の手法

○裏配線方式

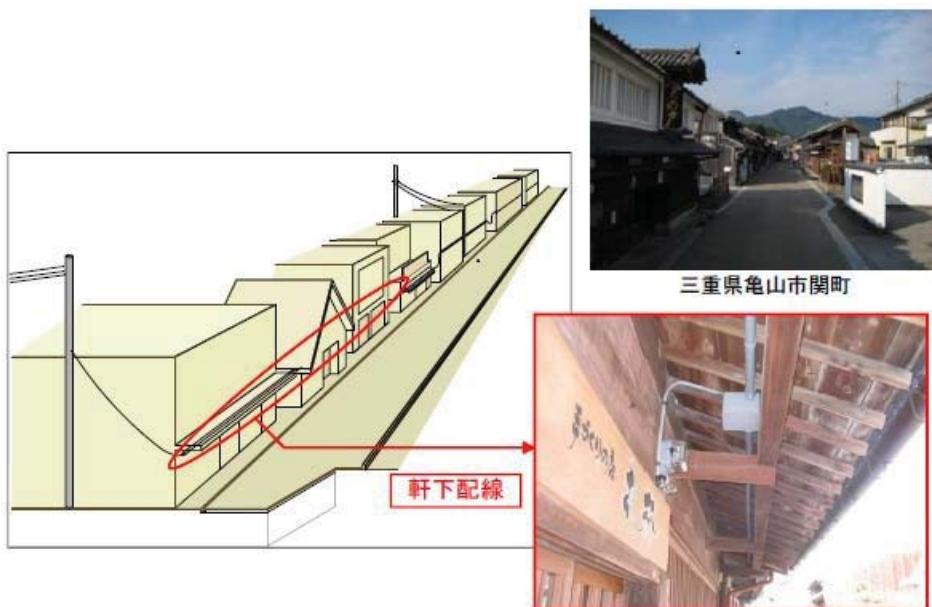
主要な表通りを無電柱化するため、裏通り等に電線類を配線し、裏通りから需要家への引込みを行う方式です。



(出典：国土交通省ホームページ)

○軒下配線方式

無電柱化する通りの脇道に電柱を配置し、そこから引込む電線を沿道家屋の軒下、又は軒先に配置する方式です。



(出典：国土交通省ホームページ)

5. 国の無電柱化推進計画の概要

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1. 取り組み姿勢
 - ・増え続ける電柱を減少に転じさせる歴史の転換期とする
2. 進め方
 - (1) 適切な役割分担による無電柱化の推進
 - (2) 国民の理解・関心の増進、地域住民の意向の反映
 - (3) 無電柱化の対象道路
 - ①防災 ②安全・円滑な交通確保 ③景観形成・観光振興 ④オリンピック・パラリンピック関連
 - (4) 無電柱化の手法
 - ①地中化方式：電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式
 - ②地中化方式以外の手法：軒下配線方式、裏配線方式

第2 無電柱化推進計画の期間

2018年度から2020年度までの3年間とする。

第3 無電柱化の推進に関する目標

- ① 防災 [無電柱化率]
 - ・都市部（DID）内の第1次緊急輸送道路：34%→42%
- ②安全・円滑な交通確保
 - ・バリアフリー化の必要な特定道路：15%→51%
- ③景観形成・観光振興
 - ・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路：37%→79%
- 第3 無電柱化の推進に関する目標
 - ・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路：26%→74%
 - ・景観法に基づく景観地区等を代表する道路：56%→70%
- ④オリンピック・パラリンピック関連 [電線共同溝整備率]
 - ・センター・コア・エリア内の幹線道路：92%→完了

※以上の目標を達成するためには、約1,400kmの無電柱化が必要。

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進
 - (1) 多様な整備手法の活用：軒下・裏配線、既存ストック、PFI等
 - (2) 低コスト手法の普及拡大：浅層埋設、小型ボックス、直接埋設等
 - (3) 機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進：地上機器・特殊部、昼間工事拡大、新技術等
 - (4) 技術情報の共有：マニュアル、ノウハウの周知等
2. 財政的措置
 - (1) 税制措置：固定資産税の減免
 - (2) 占用料の減額：占用料の減額措置、地方公共団体への普及
 - (3) 予算措置：緊急輸送道路等への交付金の重点配分
 - ：無電柱化の迅速な推進や費用の縮減を図るための方策等に関する調査のため、占用制限や占用料の見直し、官民連携の具体的な占用料の見直し、官民連携の具体的な手法について検討しつつ、交付金を活用し、道路事業に合わせて電線管理者が自ら行う無電柱化を支援
 - ：電線敷設工事資金貸付金制度の活用
3. 占用制度の的確な運用
 - (1) 占用制限制度の適用：安全・円滑な交通の確保の観点からの新設電柱の占用制限の検討・措置
 - ：既設電柱の占用制限の検討・措置
 - (2) 無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等：運用方針の策定、道路法令の改正の検討
 - (3) 外部不経済を反映した占用料の見直し：外部不経済を反映した占用料の見直しの検討
4. 関係者間の連携の強化
 - (1) 推進体制 (2) 工事・設備の連携 (3) 民地の活用 (4) 他事業との連携

第5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動
2. 地方公共団体への技術的支援

(出典：国土交通省ホームページ)

6. 東京都無電柱化計画の概要※

1 無電柱化の現状と課題

1. 無電柱化の目的
 - ・都市防災機能の強化
 - ・安全で快適な歩行空間の確保
 - ・良好な都市景観の創出
2. 都道の無電柱化の現状
 - ・整備累計延長 : 913km
 - ・地中化率 : 39% (平成28年度末)
3. 無電柱化の課題と対応
 - ・長い期間を要する
 - ・コストが高い
 - ・無電柱化に対する都民の関心
 - ・区市町村の無電柱化が進んでいない

2 無電柱化を推進するための方針と目標

1. 無電柱化の推進に関する基本的な考え方
 - ・都道の無電柱化の方式 : 電線共同溝方式を基本として整備を推進
 - ・優先的に整備する道路 : a) 計画幅員で完成している歩道幅員2.5m以上の都道
b) 都市計画道路の新設又は拡幅事業と同時施工
c) 歩道設置事業などの拡幅事業と、原則、同時施工
d) 土地区画整理事業・市街地再開発事業等で整備する都道
2. 今後10年の目標
 - ・都市防災機能の強化 : 環状七号線の内側エリアの整備対象箇所全ての路線で無電柱化事業に着手
緊急輸送道路での整備により防災性が向上
 - ・安全で快適な歩行空間の確保 : 道幅の狭い道路での整備手法を確立
 - ・良好な都市景観の創出 : 山間部や島しょ部における整備手法の確立とモデル路線での整備
 - ・面的な無電柱化に向けた取組 : 区市町村がこれまで以上に主体的・積極的に事業を推進
民間事業者等による取組がこれまで以上に展開
 - ・コスト縮減 (技術開発の推進) : 整備コストを1/3にカット
 - ・都民理解の促進 (事業PR) : 無電柱化による防災性の向上などの効果が浸透し、
無電柱化の重要性について理解と関心が深まる

3 無電柱化の推進に関する施策

1. 都道の無電柱化
 - ・防災 : 緊急輸送道路から防災施設等の連絡路線にまで拡大し、かつ、環状七号線の内側エリアに拡大
 - ・安全 : バリアフリーと一体的に整備、道幅の狭い区市町村道への活用も視野に入れて検討
 - ・景観 : 主要駅周辺や観光地周辺の整備を推進、地域特性に応じた整備手法の検討、整備手法の確立
 - ・東京2020大会 : センターコアエリア内、競技会場予定地周辺の都道において、H31年度までに完了
2. 区市町村との連携
 - ・区市町村道と連携した面的な無電柱化を促進するため、区市町村への財政支援、技術支援を行う
 - ・無電柱化チャレンジ支援事業
 - ・狭隘道路の無電柱化に伴う地上機器設置の手引きを作成
3. まちづくりにおける無電柱化の面的展開
 - ・都市再生特別地区の活用
 - ・都市開発諸制度の活用
 - ・市街地整備の機会を捉えた無電柱化
 - ・都営住宅建替え事業に併せた無電柱化
 - ・木造住宅密集地域における防災生活道路を軸とした無電柱化の取組
4. 技術開発の推進
 - ・多様な整備週報・低コスト手法の開発
 - ・機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進
5. 電柱を増やさない取組
 - ・都が管理する都道及び指定区間外国道において電柱の新設を禁止

4 施策を推進するために必要な事項

1. 無電柱化事業のPR
2. 住民への説明
3. 推進体制
 - ・既存ストック活用促進
 - ・監理団体の活用
 - ・ブロック会議の開催
 - ・道路調整会議の活用
4. 国の政策への対応
5. 無電柱化事業における検討が必要な事項
 - ・電線管理者への財政支援
6. 事務手続きの簡素化

(※ 東京都無電柱化計画の概要は、台東区にて作成)

7. 用語解説一覧

行	用語	説明
あ	移設補償費	電線共同溝整備工事により必要が生じた占用物件の移設費用について、道路管理者が占用企業者に支払う補償費のこと。
	裏配線方式	無電柱化を行う主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、裏通りから各戸へ引込を行う方式。
か	関係事業者	電力や通信ケーブルを所有している企業者及び水道やガス等の占用企業者。
	既存ストックの活用	既に道路下に埋設されている電力設備、通信設備（管路・マンホール・ハンドホール）を電線共同溝の一部として活用すること。
	緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。
	建設負担金	電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して算出した額のこと。
	小型ボックス方式	管路の代わりに小型ボックスを活用し、同一のボックス内に低圧電力線と通信線を収容することで、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式。
さ	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された土地を統合し、共同建築物と都市基盤施設の一体的な整備を図る事業のこと。市街地の環境を改善し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。
	支障移設工事	電線共同溝の整備に伴い、支障となる既設の水道管やガス管等の埋設物を移設する工事のこと。
	自治体管路方式	地方公共団体が管路設備を敷設する手法のこと。構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理する。
	浅層埋設	管路を従来よりも浅い位置に埋設すること。埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減等が図られる。
た	単独地中化方式	電線管理者が自らの費用で地中化を行う方式のこと。管路等は、電線管理者が道路占用物件として管理する。

用語	説明
た	地上機器 電気を高圧から低圧に変換したり、電気の流れを変えるために必要な機器のこと。無電柱化する際は、これらの機器を、地上に設置する必要がある。
	低コスト手法 浅層埋設やコンパクトな小型ボックスの活用等により、従来よりも低い費用で無電柱化する手法のこと。
	電線管理者 東京電力やNTTなどの電力線や通信線を所有し管理している企業等のこと。
	電線共同溝 電線を地下の空間にまとめて収容するための施設で、道路管理者が道路付属物として設ける施設
	電線共同溝の整備等に関する特別措置法 電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律。
	電線共同溝の路線指定 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として指定し、電柱・電線の設置を制限すること。
	道路占用 道路法の規定で、道路上の電柱や道路地下の上下水道やガスを設置する場合など、道路に一定の施設を設置し、継続して道路を使用すること。
	土地区画整理事業 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のこと。
な	軒下配線方式 無電柱化したい通りの脇道に電柱を設置し、そこから引込む電線を家屋の軒下・軒先に配置する方式。
ま	無電柱化 道路上から電柱をなくすこと。
	無電柱化チャレンジ支援事業制度 都が区市町村の無電柱化推進のために創設した補助制度。地上機器の設置が困難な路線等での無電柱化事業が対象であり、補助率が引き上げられている。
	無電柱化率 道路延長に対する電柱が設置されていない延長の割合のこと。
や	要請者負担方式 優先度が低いとされた箇所等において用いられる、費用を全額要請者が負担する方式。

無電柱化の推進に関する法律 (平成二十八年法律第百十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条－第六条）
- 第二章 無電柱化推進計画等（第七条・第八条）
- 第三章 無電柱化の推進に関する施策（第九条－第十五条）

附則

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために、無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。第十三条を除き、以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

2 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第五条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、無電柱化の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的、計画的かつ迅速に策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第五条 道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者（以下「関係事業者」という。）は、第二条の基本理念にのっとり、電柱又は電線の道路上における設置の抑制及び道路上の電柱又は電線の撤去を行い、並びに国及び地方公共団体と連携して無電柱化の推進に資する技術の開発を行う責務を有する。

(国民の努力)

第六条 国民は、無電柱化の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する無電柱化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 無電柱化推進計画等

(無電柱化推進計画)

第七条 国土交通大臣は、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、無電柱化の推進に関する計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 無電柱化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 無電柱化の推進に関する基本的な方針

二 無電柱化推進計画の期間

三 無電柱化の推進に関する目標

四 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するためには必要な事項

3 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、無電柱化推進計画を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者（次条第三項において「関係電気事業者」という。）並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（次条第三項において「関係電気通信事業者」という。）（道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して同法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴かなければならぬ。

5 国土交通大臣は、無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県無電柱化推進計画等)

第八条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、無電柱化推進計画（都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画（以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするとときは、関係電気事業者（その供給区域又は供給地点が当該都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。）及び関係電気通信事業者（当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信事業法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。）の意見を聴くものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 無電柱化の推進に関する施策

(国民の理解及び関心の増進)

第九条 国及び地方公共団体は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(無電柱化の日)

第十条 国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようするため、無電柱化の日を設ける。

2 無電柱化の日は、十一月十日とする。

3 国及び地方公共団体は、無電柱化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十三条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようとするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

(調査研究、技術開発等の推進等)

第十四条 国、地方公共団体及び関係事業者その他の関係者は、無電柱化に関する工事（道路上の電柱又は電線以外の物件等に係る工事と一体的に行われるものを含む。）の効率的な施工等のため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第十五条 政府は、無電柱化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(無電柱化の費用の負担の在り方等)

2 無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとするとともに、政府は、第十三条に定めるもののほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、無電柱化の費用の縮減を図るために方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。